

令和7年度より、佐倉市介護資格取得等 支援事業補助金制度が変わりました！

主な変更点

- 資格更新研修・再研修が対象研修に加わります。
- 補助の対象者が（原則）従業者の研修費用を負担した介護サービス事業者になります。

補助制度の概要は下記のとおりです。

補助対象者	従業者の研修費用を負担した佐倉市内の介護サービス事業者等 ※介護支援専門員・主任介護支援専門員の資格取得又は資格更新に係る研修を修了した方が、佐倉市内の介護サービス事業所等で就労中であることが要件となります（ 研修修了後1年以内に申請 ）。 ※従業者が佐倉市民以外である場合も対象となります。 ※ 研修費用の負担（補助）制度がない事業所に勤務する方は、個人からの申請も可能です。
対象となる研修	令和7年度以降の以下の研修費用が対象です（③～⑥が追加） ①介護支援専門員実務研修（新規資格取得） ②主任介護支援専門員研修（新規資格取得） ③ <u>介護支援専門員更新研修（専門Ⅰ・Ⅱ）</u> ④ <u>介護支援専門員更新研修（実務未経験）</u> ⑤ <u>介護支援専門員再研修（有効期間無効）</u> ⑥ <u>主任介護支援専門員更新研修</u> ※令和6年度以前に修了した研修は①～②のみが対象となり、研修修了者本人からの申請となります。
対象経費	事業者が負担（補助）した「研修受講試験の受験料」「研修受講料」「受講料及び指定教材の費用」
補助の内容	対象経費の2分の1（千円未満切り捨て） ※他の機関等から同様の補助を受けている場合には、その補助額を差し引いた負担額の2分の1を上限に補助を行います。
申請に必要な となる書類	①申請書 ②対象者内訳書 ③対象となる研修等の修了証書の写し ④対象経費の金額を確認できる書類等の写し（領収書等） ⑤対象経費を事業者が負担したことがわかる書類 ※他の機関等から同様の補助を受けている場合には、当該補助に係る額を確認できる書類も必要です。

申請に関する詳細は、市HPを確認→



【問い合わせ先】 佐倉市役所高齢者福祉課 地域支援班
TEL：043-484-6343